法思想史

中山竜一=浅野有紀=松島裕一=近藤圭介

2019 年 12 月発売/346 頁/本体 2300 円+税 四六判/並製













高校時代の「倫理」等の授業で習った思想家を含め、たくさんの人物が出てきます。「あ、 また暗記ものか」とウンザリされるかも知れません。しかし、この本は違います。1つ1つ からのの章がまるで小説のように豊かに展開していきます。当時の法思想家達が,そのとき何を思

い、どうして、そういう考え方や理論を世に出していったのかがよく分かります。さらに、彼(彼女) らの時代背景や社会状況についても可能な限り説明されています。本書を読めば、当時の考え方が今を 生きる私たちにどう影響しているのかを知ることができます。

法思想家達が生きた当時の議論や問題設定は、時代を超え、連続性をもって今の世に受け継がれてい ます。本書ではそのつながりが分かるように様々な工夫がされています。この本は、現代を生きる上で 必要不可欠となっている「グローバル・ヒストリー」を知る上で、非常に有益です。

本書の巻末には読書案内と膨大な引用・参考文献が掲載されています。これだけでも資料的価値は非 常に高いでしょう。読んでみて決して損はない「今を生きる人たちのための」一冊です。(1)

Point!



本文中のゴシック体は重要語句の強調、丸ゴシック体は原典からの引用を示しています。

界中で読み継がれている。

人格そのものに挑戦する無礼な不法, 権利を無視し人格を偏蔑するよ うなしかたでの権利侵害に対して抵抗することは、義務である。それ は、まず、権利者の自分自身に対する義務である。――それは自己を 倫理的存在として保存せよという命令に従うことにほかならないから。 それは、また、国家共同体に対する義務である。——それば法(=正 義) が実現されるために必要なのだから。(『権利のための闘争」)

ちなみに、イェーリングの葬儀には1歳年長のヴィントシャイト がライブツィヒから駆けつけ、彼もまたそのわずから週間後に75 年の生涯を閉じた――この出来事は、終生にわたる彼らの友情を物 語るエピソードとして今に伝えられる。

転向後のイェーリングは概念法学を手厳しく批判したものの、他 方で、パンデクテン法学が重視した法的構成そのものを放棄するこ とはなかった。また近年の研究では、ヴィントシャイトを研究から 乖離した概念法学者の典型とみなす従来の一般的理解にも反省が迫 られている。こうした事実に鑑みれば 2人の交方が示すように 彼らの法学観は傍から見るよりも案外近いところにあったのかもし

■ 自由法運動から利益法学へ

自由法運動とは、19世紀末から20世紀初 頭に起こった法律学の刷新運動である。こ の運動に属した人びとは必ずしも一枚岩ではなかったが、イェーリ ングの概念法学批判を継承しつつ、裁判官の法創造を承認した点で おおむね共通している。ヘルマン・カントロヴィッツ (1877-1940)

r66 第8章 ドイツ法学の原開

と並び この運動の主導者のひとりに對えられるのがオイゲン・エ ールリッヒ (1862-1922) である。

オーストリア=ハンガリー帝国領プコヴィナの都市チェルノヴィ ッツ(田ウクライナ)でスダヤ系弁護士の家庭に仕まれたエールリ ッヒは、帝国内の名門ウィーン大学で法律学を修めたのち、郷里の チェルノヴィッツ大学で教鞭をとった。彼はドイツ法学の辺境の地 にあって『法社会学の基礎理論』(1913年)を執筆し、後述のウェ ーバー (第9章III) とともに法社会学の開拓者としてその名を残して いる。同書の序文には、「法発展の動因は、あらゆる時代におけると 同様に現代でも、立法や法律学や司法ではなく、社会そのものの中に ある」という一文が見られる。この宣言のとおり、エールリッヒは 社会一般の人びとに受容され、遵守されている生ける法に関心を抱



そのエールリッヒが『法社会学の基礎理 フランス註釈学派と科 論』に至る途上で行った講演が「自由な法 発見と自由法学」(1903年)である。自由

法論的な考え方が鮮明に打ち出されたこの講演では、フランスの法 学者フランソワ・ジェニー (1861-1959) が好意的に参照されている。 ドイツの自由法運動と相前後して、フランスにおいても伝統的な法 律学に対する批判が巻き起こっており、その批判の急先鋒に立った のがジェニーとレイモン・サレイユ(1855-1912)であった。彼らの 学風はこんにち科学学派の名称で知られる。

そもそも19世紀のフランスでは 1804年に成立した民法典を 前提にしてこれに詳細な計釈を確すことが私法学の主流であった。 この作業に従事した一連の法学者たちを総称して註釈学派と言う (第2章夏で登場した中世の註釈学派とは別ものである)。 註釈学派の信 念によれば、民法典にはありとあらゆる事案に対する規範が網羅さ

Ⅱ 自由法運動から利益法学へ 167

※目次は、小社ウェブサイトの本書のページをご覧ください。

